

海南省における知的財産権発展を促進する若干規定（2023年修正）

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）

広州事務所 知的財産権部編

※ 本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

海南省における知的財産権発展を促進する若干規定（2023年修正）

第一条 有効的に知的財産権創出、運用、保護、管理およびサービスを促進するため、知的財産権の質の高い発展を利用して海南自由貿易港の建設を促進するため、『中国共産党中央 国務院による海南が改革開放を全面的に深化することを支持する指導意見』『海南自由貿易港建設全体案』『中華人民共和国海南自由貿易港法』『知的財産権強国建設綱要（2021-2035年）』『「十四五」国家知的財産権および運用計画』および『海南自由貿易港知的財産権保護条例』の主旨に基づいて、本省の実情と結び付けて、本規定を制定する。

第二条 本規定は海南省の管轄エリアの関係部門、企業及び事業機関、大学、科学研究機構、仲介サービス機構および他の社会組織と個人に適用する。本規定に述べた補助、奨励項目は実施後補助の性質で、知的財産権分野におけるイノベーション創出を奨励し、運用を促進し、保護を強化し、サービスレベルを向上させることに使う。全ての項目は前年度の完了項目を指し、同一項目に対して、省、市（県）が重なって補助しないこととする。

第三条 地理的表示製品に対する保護と運用の展開を奨励し、許可を得た地理的表示保護製品又は地理的表示商標に対して、1件ごとに補助金50万元を提供する。同一地理的表示製品が違う設計図面を使って地理的表示の権利を取得した場合、又は同一地理的表示製品が違う種類の地理的表示権利を取得したことに對して、重なって補助金を提供しない。『標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定』に基づいて違う類別の地理的表示の権利を取得したことを除く。

第四条 植物新品種の育成を支援し、植物新品種の宣伝と運用を奨励する。国家業務主管部門から許可を得た植物新品種の権利に対して、省の業務主管部門の審査によって通過した権利に1件ごとに補助金3万元を与える。

第五条 我が省の企業と関係機関が技術を国際標準と国家標準および業界標準を転換することを奨励する。国際標準に転換した特許技術に対して、1件ごとに奨励金10万元を与える。国家標準および業界標準に転換した特許技術に対して、1件ごとにそれぞれ奨励金5万元と3万元を与える。

第六条 金融機構、融資担保機構が知的財産権の転換および運用のため質権貸付、担保などサービスを提供することを奨励する。具体的な補助、補償の標準と適用範囲について『海南省知的財産権質権融資奨励補償管理弁法』に基づいて実行される。

第七条 知的財産権の証券化を探索することを奨励する。海南省における知的財産権証券化製品の発行が成功になった代表的なチームに1件ごとに奨励金50万元を与える。同一の奨励対象と補助対象および同一の事項が同時に違う種類の省、市レベル資金の支援を受けた場合は、重なって補助しない原則とすること。

第八条 中国特許奨ゴールデン賞、シルバー賞、優秀賞を受賞した特許権利者に対して、それぞれ奨励金60万元、40万元と30万元を与える。海南省特許奨ゴールデン賞、優秀賞を受賞した特許権利者に対して、それぞれ奨励金15万元、10万元を与える。年内に同一項目で中国特許賞と海南省特許賞を同時に受賞した場合は、重なって奨励金を与えない。

第九条 中国商標のゴールデン賞を受賞した市場主体に奨励金50万元を与え、知名商標の保護を得た市場主体に補助金30万元を与える。同一商標に対して重なって補助金を与えない。

第十条 国家知識産権局が認定し、かつ、自社が自主的に研究開発した有効的な発明特許が3件以上に達した知的財産権優位性企業に奨励金30万元を与える。国家知識産権局が認定し、かつ、自社が自主的に研究開発した有効的な発明特許が5件以上に達した知的財産権モデル企業に奨励金50万元を与える。

第十一条 初回に『企業知的財産権の管理規範』（GB/T29490-2013）、『高等学校知的財産権の管理規範』（GB/T33251-2016）、『科学研究組織知的財産権の管理規範』（GB/T33250-2016）国家標準認証又は『イノベーション管理-知的財産権の管理指南（ISO56005）』国際標準の認証を受けた企業、大学、科学研究機構に対して、実際に発生した認証費用に対して奨励金を与え、機構ごとに与える奨励金が5万元を超えない。

第十二条 中学校、小学校に知的財産権教育の普及活動を奨励する。国家知的財産権教育の

試験、モデルに入選した学校に対して、それぞれ奨励金15万元、20万元を与える。省の知的財産権教育パイロット地域、モデルに入選した学校に対して、それぞれ奨励金10万元、15万元を与える。資金は知的財産権教育の普及と支援、教師と学生の発明創出の奨励に用いる。

第十三条 知的財産権課題の研究の展開を奨励し、省知識産権局が実施する知的財産権の課題研究と報告において立件を承認した機関又は個人に対して、研究の課題の具体的な経費予算に基づいて、専門家の審査評価を受けたソフト科学の課題に補助金6万元以下を与え、専門家の審査評価を受けた特許の専門項目の課題に補助金8万元以下を与える。資金は知的財産権課題の研究に用いる。

第十四条 商標ブランド指導拠点の建設を促進し、昨年度省知識産権局の審査評価中成績がトップ5名以内になった商標ブランド指導拠点に1拠点ごとに奨励金8万元を与える。資金は商標ブランド指導拠点の建設と管理に用いる。

第十五条 国家地理的表示製品保護モデル区の申請と建設を奨励し、検収された国家地理的表示製品保護モデル区の申請を提出した機構に補助金50万元を与える。

第十六条 本規定に定める関連する奨励補助項目の実施細則について、各業務主管部門は自主的に制定する。具体的な応用問題について、海南省知識産権局は解釈の責任を負う。

第十七条 本規定は2023年12月1日から施行され、有効期間が5年とする。我が省がすでに印刷・配布した関連する行政規範性文書が本規定と一致しない場合は、本規定に準ずること。

出所：2023年10月25日付け海南省人民政府ウェブサイトを基に JETRO 広州事務所で日本語仮訳を作成

<https://en.hainan.gov.cn/hainan/szfwj/202310/bc1c17c6a7104d9ba9481a43fe852052.shtml>

『海南省における知的財産権発展を促進する若干規定（2023年改訂）』の政策解釈

一、改訂の経緯

2020年4月10日に、省政府は『海南省における知的財産権の発展を促進する若干規定（改訂）』（琼府[2020]25号、以下2020年版『若干規定』を略称する）を印刷・配布した。2020年版『若干規定』の印刷・配布後、政策の指導と奨励を通して、我が省の知的財産権の発展に積極的な促進することができた。

近年、中国共産党中央政府、国務院は知的財産権の業務に一連の重要な計画を立て、特に習近平総書記が提出した「二つ転換」という重要な論述は、知的財産権を導入する大国から知的財産権を創出する大国へ変わり、知的財産権業務が量から質を向上させることへ変わる意味。2020年版『若干規定』は我が省の現段階および今後の一定期間に業務のニーズに合わないため、知的財産権業務の高い質発展の新しい要求と新しい任務を着実に実行し、知的財産権業務を科学的に促進するため、我が省は2020年版『若干規定』を改訂し、2023年9月29日に『海南省における知的財産権の発展を促進する若干規定（2023年改訂）』（琼府[2023]33号）（以下『若干規定（2023年改訂）』を略称する）を発表した。

二、主な内容

（一）既存の条項と項目の説明を保留する。

一は、地理的表示保護製品、地理的表示商標、植物新品種権、知的財産権標準を達成する企業の補助を引き続き保留し、科学的に業務を促進するため、補助金と奨励金の金額を増加又は低減する。

二は、知的財産権の転換に関する補助、奨励政策を引き続き保留する。例えば、特許技術の転換への奨励金、知的財産権の証券化への補助金、知的財産権の質権融資への補助金、中国商標

ゴールデン賞を受賞し、若しくは知名商標の保護を得た市場主体への奨励金・補助金、中国特許賞および海南省特許賞を受賞した特許権利人に奨励金を与えること。

三は、知的財産権の優位性企業、モデル企業および知的財産権の課題研究に対する補助、奨励を保留する。イノベーション創出を着実に喚起、奨励し、条項に対する解釈の曖昧な語義を減らし、詳細化する。

四は、中学校、小学校の知的財産権教育の展開を励まし、国家レベルと省レベルの中学校、小学校の知的財産権教育試験・モデル学校に経費上を支援し、教師と学生の発明創出、知的財産権宣伝トレーニングを実施することを励まし、イノベーション創出を尊重し、知的財産権を保護する良い雰囲気構築する。

(二) 削除項目の条項に対する説明。

『若干規定（2023年改訂）』は、国内発明特許の権利取得に対する補助、PCTとパリ条約を通して提出した国外特許出願と権利取得に対する補助、マドリッド体制を通して提出した国際商標申請に対する補助を取り消す。

(三) 新設項目の条項に対する説明。

知的財産権の強い国の建設を加速し、商標ブランド戦略を深く展開し、地理的表示運用の促進プロジェクトをよりよく実施し、地理的表示の資源を十分に掘り出し、育成、運用、保護し、特色産業の発展を推進し、地理的表示製品の恵まれる面を拡大するため、商標ブランド指導拠点の構築、国家地理的表示製品保護モデル区の建設を申請することに関して補助と奨励を与える条項を新設する。

出所：2023年10月25日付け海南省人民政府ウェブサイトを基に JETRO 広州事務所で日本語仮訳を作成

<https://en.hainan.gov.cn/hainan/zxjd/202310/028a1e79ca004917ab46ebcf3d79db39.shtml>